

29 日 獣 発 第 302 号

平成 30 年 1 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、平成 30 年 1 月 11 日付け 29 消安第 5209 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、香川県内の飼養農場において死亡した家きんを対象に高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型であることが確認され、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該死亡家きんについて高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜とし、都道府県知事に対しウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策につき、指導又は助言を実施するよう通知されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第5209号
平成30年1月11日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

29消安第5209号

平成30年1月11日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

香川県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、香川県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

本事例は国内での、今シーズン初めての発生事例となりますが、

- ① 近隣国では家きんでの発生が続いていること
- ② 今後、寒波の到来等により、渡り鳥を含む野鳥が国内を移動することが考えられることから、家きん飼養者及び関係者に対し、引き続き厳重な警戒を要請するとともに、「平成29年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化について」(平成29年6月29日付け29消安第1755号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策につき、指導又は助言を実施するようお願いします。

また、防疫指針第4の1の(1)にあるとおり、家きん飼養者から異常家きんの発見の通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願い申し上げます。